

漫 録

故法學博士穗積陳重男爵追懷錄 (二)

去る五月十五日中央大學に於ては同大學創立者の一員たる故法學博士穗積陳重男爵の追悼式舉行後追悼演說會ありたるは既報の如くなるが當日の演說を逐次茲に掲げて讀者と共に更に故人の學徳を偲ぶこととした(編者識)

○ 法學博士 美 濃 部 達 吉

本日故穗積先生の追悼會を此中央大學で開かれまするに當り、私にも一言致す機會を興へられましたのは、甚だ光榮とするところであります、生憎雷雨で御聴きづらいであります、どうぞ暫く御靜聽を願ひます、實を申すと、穗積先生のことにて私より御話申すのは私としては甚だ其任に堪へないのであります、私は穗積先生の孫弟子に當る遙かの後輩でありまして私共の教を受けました故岡野先生、現宮内大臣一木先生など、何れも穗積先生の教を受けられた方でありまして、其一木さん、岡野さんに更に教を受けた私でありますから言はゞ孫弟子に過ぎないのであります。さう云ふ後輩が大先輩たる穗積先生のことを御話するのは如何にも不適任と存するのでありますが、不幸にして先生と御同輩である富井先生、宮崎先生は今恰度御病中で御話を願ふことが出來ないので

でありますし、先生に教を受けられました土方先生、一本先生は、一人は外遊中であり、一人は公務上非常な繁忙で御出席を願はれないと云ふやうな譯で、據ん所なく甚だ不適任ではありまするが、洵に光榮として私が御引受致すことになつた次第でございます。申すまでもなく、故穂積先生は、明治大正を通じての日本の法律學界の第一人者であられた方でありまして、私の如きは、學者としての先生、人としての先生の徳を稱へるにも足らないのでありますし、又今日御話申すことも順序立てた腹案を持つて居る譯でもないのであります。唯々思ひ浮ぶまゝに順序なく、唯々先生の片鱗を覗ひまして、諸君と共に先生を偲ぶすが、致したいと思ふのであります。

第一に思ひ浮びますることは、能く「長者の風あり」と云ふことを申しますが、先生こそ實に其言葉が其儘當徹まる方であつたと思ふのであります。温乎たる風貌、慈愛に満ちた御話振り、如何にも他に類を求めることの出来ない方でありまして、其玲瓏玉の如き性格に基いて、先生は常に法律學界のみならず日本の學界の總てを通じて一世の尊敬を仰がれた方であります。謂はゞ衆星の北斗に向ふが如しと云ふやうに、學界の大元老を以て仰がれた方であります。確か大正六年であつたかと思ひますが、帝國學士院の議長が菊池男爵の薨去に依りまして缺員となつた、其後任の選舉を行ふに當りまして、會員の間に何等御互に相談をした譯ではありませぬけれども、殆ど全員一致を以て、穂積先生が院長となられたのであります。帝國學士院の院長は、言はゞ學界全體の元締とも頭梁とも言ふべき地位でありまして、しかも會員の殆ど残らずが何等の疑をも置かず先生を最もその地位にふさはしい方として殆ど全員一致を以て推戴したのであります。是に依つて先生は名

實共に形式的にも學界の最大先輩として仰がれることに御成りになつた譯であります。

先生は終始學問を以て一貫せられた方であることは皆様御承知の通りであります。しかし先生の如く終始學者としての生涯のみを送られることは、實は當時に於いては容易ならぬ御困難であつたのであります。明治時代は殊に學者が少かつた時代で多少學問のある者は世間から盛に需要された、先生も其需要に基いて幾度か政治上又は其他の顯職に招聘せられ、或は先輩から或は政界から就職を強要せらるるといふやうな機會に接せられることも少くなかつたのであります。けれども、先生は唯々學問のみに終始して他の一切の公職に就かれなかつたのであります。貴族院設置の際には先生はその最初の勅選議員に勅任せられたのであります。けれども學問に累を及ぼす恐ありとして間もなく辭任せられました。晩年樞密院に就職せられます。迄は固くその學問唯一主義を一貫せられたと言つてよいのであります。恐らくは樞密院議長に親任されましたことも、先生の御本心から言へば、御本意ではなかつたでなからうかと考へられるのであります。唯々聖詔否み難く、總てを犠牲として其任に就かれたのであらうと窃に思ふのであります。併しながら先生の御本意ではないにしても、樞密院に取つては、實に宜い適任者を得た譯であります。穂積先生が議長となられ、岡野先生が副議長となられて、樞密院の品位が一朝にして高くなつたと云ふことを、世間普く之を認めたのであります。若し兩先生が尙ほ數年、或は十數年、せめて數年でも御在世でありましたならば、樞密院の世の中に於ける權威は頗る強くなつたこと、思ふのであります。不幸にして兩先生とも間もなく此世を去られました。日本の學問界が其唯一の大黒柱を失つたと同時に

樞密院も亦補ふべからざる缺陷を來すことになりましたことは、國家の爲にも甚だ嘆かましい次第でございます。

先生の學問に付きましては私共之を云々する資格を持たない者であります。先生は日本に於ける法律學の最初の建設者ではないにしても、少くともその建設者の一人として、建設の業を大成せられた方であります。先生以前に既に西洋風の法律學は可成日本にも傳はつて居たのでありまして、加藤弘之先生、箕作麟祥先生、津田真道先生、西周先生、西村茂樹先生と云ふやうな先覺者が法律學を傳へるものが可成多かつたのであります。しかし稍々秩序だつた學問らしき法律學と云ふものは、初めて先生に依つて日本に建設されたと言つても大過なからうかと思ふのであります。而も先生は齡七十を越えて研鑽倦まず仔々として尙ほ研學に努められ、先生の最後の著書である「法律進化論」は七十を越えて後に公にせられたものであります。是は西洋諸國に於ては必ずしも稀な例ではないかも知れませぬが、少くとも現代の日本に於て齡七十にして尙ほ斯の如き大著を公にせられると云ふことは、先生を措いては他に例を見ないこと、思ふのであります。先生の學風を評論しまするのは、私共の任ではありませぬが、しかし先生の學問は決して多くの法律學者のやうに制定法の解釋學に止まるものでなかつたことは、私共の申す迄もないことであります。普通の所謂法律學者は、多くは制定法を根據として之を解釋し、或は之に付てのシステムを作ると云ふ、謂はゞ解釋學派に屬する者が多數を占めて居るのであります。穂積先生の法律學はさう云ふ或る現在の成文法を根據としての研究ではなく、更に其根底となつて居る哲理的研究に終身を委ね

られたのであります。唯先生は比較的ごちらかと申せば遅筆の方でありまして、著書を公にせられ
 まするにしても非常に綿密で、先刻三浦君の追悼文にも見えて居りましたやうに慎重に次ぐに慎重
 を以てし、疑ふに勇に斷するに怯、終始反省して居られたのであります爲に、随つて又遅筆たるこ
 とを免れなかつたのであります。それが爲に先生の著書として公にせられて居りますものも、比
 較的に尠い。固より濫作と云ふやうなものは全くないのであります、吾々は寧ろ先生の大著の比
 較的少いのを遺憾とするのであります。今一寸記憶に浮びまするだけに付て申しますると、先づ
 晩年の大著であります所の「法律進化論」を始めとして、「法典論」、「隱居論」、「五人組制度論」、「日
 本の法律と祖先崇拜」、「日本民法の特色」の如き十指を屈するに足りない位であらうと思ふのであ
 ります。併し是等の著書は數に於いては多くはないのではありますけれども、其總てが如何にも洗
 練されて居る書物でありまして、先刻三浦君も言はれましたやうに、後世に不朽の價値を有つて居
 るものと思ふのであります。就中法律進化論が若し大成せられましたならば、實に世界的の價値
 を有つものであつたことは、更に疑を容れぬのであります。不幸にして第一卷二冊を公にせられ
 たのみで此世を去られまして、其第三冊すらも先生の斃去の後、遺著として公にせられることにな
 つたのは甚だ遺憾の至りに堪へない次第であります。

法律學者と申しますると、通常は洵に殺風景な、乾燥無味な文章を書く者が多いのであります
 が、穂積先生は國學者の家に御生れになつた結果でもありませんか、法律學者ではありまするが、
 同時に文學藝術の趣味に富んで居られ、其文章は非常に洗練されて居り、まことに當代の名文であ

ります。その實質に於いて深い學問的研究に出でたものと、形式に於いても比類なき名文を以て書き現はされたのでありますから、それこそ錦上花を飾るもので、字々皆金玉と言つて可いかと思ひます。先生の御令弟故八東先生も頗る名文家でありましたが、八東先生の文章は人觸るれば人を斬り馬觸るれば馬を斬るといふやうな鋭い文章であつたのに對して、陳重先生の文章は春風駘蕩、淳々として説くといふ風の文章で、そこに先生の人格の現はれが有ると信じます。それは兎も角も實際法律家で穗積兩先生のやうな名文家は空前絶後とまでは言へないにしても容易にその壘を摩するものは無からうと思ひます。先生は又非常に趣味の廣い方でありましたので話題に富んで居られた、其一端は先生の軽い書物であります「法窓夜話」に現はれて居ります。

先生は専ら學問に終始されました結果として、其以外の事柄に時を費すことを非常に惜まれて居つたのであります。然るにも拘らず、後進の誘掖に付ては實に時間を惜まず盡されたのであります。吾々後輩の者が先生を煩して、先生の時間を奪つたことの甚だ多いのは恐縮の至りでありまして、それが爲に先生の學問を妨げたことも少くなかつたと思ふのであります。先生が東京大學に職を執られました時分には、始終其擔當されましたる法理學の爲に演習を開かれて居りました。元は自宅に於て、後には學校の内部に於いて毎月學生を集めて演習を開かれて居つたのであります。其演習は今日の法理研究會の起原を爲したのであります。此法理研究會には、先生は二十十年の長き間、會長として毎月一回自ら始終その講演者を御選びになり、自らそれを依頼し、又必ず萬障繰合せて出席せられて居りました。常に其會を指導して行くことに時間を惜まれなかつたのであります。

す。先生の如く時間を惜まれる方であつて、而も後進誘掖の爲には多くの時間を費されたと言ふことは、如何にも有難い次第であると深く感ずる次第であります。此法理研究会に付きましては先生は會長として誘導せられましたのみならず、最後迄自分の子供のやうに愛育せられて居つたのでありまして、其基本財産として、遺言を以て少なからざる私財を其會に寄贈されたのでありまして、如何に先生が此會を、言ひ換れば後進を愛せられて居つたかと云ふことがそれでも分るのでありまして、吾々後進の如何にも感謝の至りに堪へないところであります。

先生は國學者の家に御生れになつて、日本の文章に非常に勝れて居られましたのみならず、又英文にも非帝に達者であられた、「祖先崇拜と日本の法律」、或は又「日本の民法の特色」は、何れも英文を以て書かれた著書であります。其英文が矢張日本文と同様に頗る洗練された文章であつて、又英文で書かれましたが爲に、他の獨逸文であるとか、又はその他の外國文に澤山翻譯されて居るのであります。先生が學士院院長を辭されます少し前でありまして、殆ど學士院長としての最後の仕事でありましたが、熱帯醫學會議と云ふ最初の國際會議が初めて日本に開かれまして、其國際會議に先生が祝辭を贈られたのでありましたが、此祝辭は矢張英文で書かれたのでありますが、如何にも巧に先生なればこそと思はるべきやうな文章であつたのであります。さう云ふやうな譯で學問上の國際的交通、即ち日本と外國との學問上の關係に付きまして、先生は實に日本の學界を代表する第一人者として常に多大の盡力を爲されて居り、又先生程適任者はなかつたのでありますが、先生を失ひますことに依つて、啻に日本の國內の學界の最も貴重なる親柱を失ひましたのみならず、

國際的交通の上にも補ふべからざる損失を招いたのであります。現代に先生程巧に外國文を起草する人は、極く少數を除いては到底及び難いのでありまして、洵に惜むべきことゝ存するのであります。一個人と致しまして私は甚だ古くから先生に一方ならぬ恩義を蒙つた者であります。個人としてのことは今日申上げる機會でなからうと存じまするので、唯々先生の徳を稱へる一端として是だけのことを申上げて置きます。(拍手)

○

法學博士 松 波 仁 一 郎

穂積先生のことにつきましては、昨年薨去以來幾多の新聞なり雑誌なりに諸學者諸政治家等の先生に關するお話が發表になりました。又吾々の先輩や同僚からも話が屢々出ました上に、私自らも既に一、二度先生に關する事を話したり或は雑誌に出しました。不而已先生の如き日本的又世界的に普く知られてお居での方のことは、大抵の人は知り御生前から既に知つて居る方が澤山ありますから今新しいことを申しては殆ど申上げることは出来ない、けれども本日の追悼會に私に向つて何かお話をしると云ふことであるから、僭越ながらお受けした次第であります。實は二、三の事柄を考へて來ましたけれども、先程から諸氏のお話もあり重複に亘るから夫れ等は避けますが、唯令息穂積重遠君が先程からお話になつたことは大に私に感じられたので即ち同君が「今私は難かしいことを言ふよりも自分と父との間にあつた話」をすると云はれて語られたお話は千萬言の議論よりも宜く承りましたから、私も今日話そうと思つて今迄考へて來た事を語るを止め改めて即席な

から、先生に教を受けた體驗上のことをお話することに致します。随て何分自分のことに關しますから、或は自賛に陥り諸君に失禮になるかも知れませぬが併し間違のない事實のみであるから、暫く御聽きを願ひます。

私共が初めて先生に教を受け始めたのは明治二十二年即ち憲法發布の當時であつて學校は高等中學と申して今の高等學校である、大學豫備門は改まつて高等中學校となつた頃法學通論を先生に教はりました。それから爾來法科大學に入つて卒業する迄教はり民法原理より段々進んで法理學に至る迄お教を受けた次第である。又普通の講義の外に演説や討論、殊に討論に就ては非常に御親切なる御指導に與つた。教場で習ふだけでは足らぬ盛に討論をやつて、互に闘はさなくちやいけないと云はれて、随分屢々討論をやりました。其時分には學生の數も少いし又教場も足りないもので、私共二十六年の卒業者と先輩の二十五年の卒業者は先生の民法原論や其の講義を多く同一の教場に聽き同様の試験を受けたから、討論も多くは合併して一緒にやりました。今も其時のことを覚えて居りますが、二十五年組の佛蘭西法科では若槻禮次郎君が一番であつて能く出來た。英法科では水野練太郎君が一番で此れも能く出來た。先生が二人が能く出來るから英佛に分れて主論者とならしめて討論させ、兩君は各數人の學窓辯士を率いて屢々やつた併し何時も同じやうな連中では面白くないから一つ二十六年組から松波君出て、若槻君に當つて見ないかと言はれたので、私は謙讓して若槻君には向えませんと云ふと、さう云ふことではいけない、學問と云ふものは大に闘はせお互に攻撃し合ふて磨くものである、さうして活氣を養はなくちや駄目だから、と獎

勵して下さつたから若槻君を相手として私は一方の主論者になり其時の討論題は「自選投票は有効なりや」と云ふのであつた。國會が開けてから間もない年でありますして自選投票の可否などは議員にしつかり分つてゐない。自分で自分を投票すると云ふことは一體有効かどうかと云つて疑ふ者が多かつたから討論問題としたのであつた。討論の際には先生も屢臨まれて傍聴しあゝの時の辯論がまずいとか、理窟になつてゐないとか、或はさう云ふ風にやると却つて自殺的になるとかいつて、種々細かい點迄も御指導に與かり當時吾々一同はさう云ふ御手厚い教を戴いた次第であります。尙吾々多くの者は學校を出てからも厚き御指導を受けました。

先生は多くの後輩を引立て、適者を適所に置くことにつき非常に御盡力下された又夫は非常にお上手なので、之が爲め何れ丈多くの位人が先生のお蔭を蒙つて居るか分らぬ、私も固より其一人なので、民法起草の法典調査會へ這入つたのも實は先生から此處へ來ないかとお呼び下さつたからです。先生等の法典編纂のことは中央大學にも大に關係があることでありますから其點を少しお話しますが、實は明治二十四、五年、も少し遡て言へば明治二十年前後の頃から日本に民法典を作りて之を施行すべきかどうかと云ふことが問題になつて、其争の激烈となるに及び帝國大學の教授中にも二派に分れ又私立の有力なる學校では學校對學校で二派に分れた、今の法政大學、當時の和佛法律學校と言つたのは佛蘭西流で速かに民法を施行せよと言ひ、此中央大學が英吉利法律學校と言つて今速成の民法を施行しちやいけない、之は延期しなくてはならぬと云ふので、斷行と延期の二派に分れ、延期派の本部は實に本大學の前身、即ち英吉利法律學校であつた。

其際穂積先生は延期派で又梅博士は斷行派で、私達の先輩の間にえらい闘ひがあつたのです。其闘が延期派の勝になり既成民法の施行が延期になつたので、然らば早く宜い民法を拵へなければならぬと云ふことで、先きに互に争つた連中の頭領株、即ち穂積先生、富井先生、梅先生等が今度は一緒に仲善くして時の總理大臣伊藤博文伯から頼まれて民法を起草することになつたのです。其年は明治二十六年で、丁度私共は大學を卒業しやうと云ふ際であつた。其時梅先生から私に向て法典調査會へ來て英吉利法のことを調べ又民法の起草を補助したらどうか、勉強の爲にもなるからと云ふお話が一寸あつたが、私は躊躇して居つたのです。年來私は大學院へ入つて獻身的にコツ／＼勉強したいと云ふ心があつて、役人にはならない役人は自分に不向であるからと云つて内務省や大藏省の御親切な御招きを一切お斷りした時であるから此返事にも稍、躊躇して居りました、然るに、今でも時を記憶して居るが、明治二十六年六月七日午前十時頃、何分であつたか、分のことをいつては間違ひますから十時頃と言つて置きます（笑聲）。大學の圖書館の閲覧室の前に居つた時、穂積先生がお通り掛りになつて、「松波君、一寸お話がある」「今一寸讀みたい物がありますから……」「イヤ一寸……」と云ふことであつたから正面に向き直ほつて直立すると先生は「法典調査會へ來られてはどうです」と仰せられた。「私は實は役人には成りたくないのでございます」「どうしてです」「私のやうな性格の者は到底役人になれません又成りたくもありません」と答へると先生は「役人じゃない法典調査會の書記ですよ」（笑聲）といはれる、「へー書記ですか」「そうです、而し書記と云ても吾々起草委員の起草の補助をお頼みするのです。書記の名前は嫌やなら取換

へても宜い」「私は名前のことは構ひませぬが、矢張役人らしいですね」「イヤ役人ではありませんん」「分りました、併ながら先生、私は是非共大學院へ入りたいのでありますが、夫れと兩立出来ませうか」と云ふと「其點で君は心配されて居つたやうに梅君から聞きました、大學總長にお話したら兼ねても差支へないと云ふことでした」「それじや法典調査會はどうでせう」「法典調査會では西園寺侯——總裁は伊藤伯で副總裁は西園寺侯であるが、伊藤伯は總理大臣であつたから、大抵のことは西園寺侯に任せて居られたと見える——の方で大學院の掛け持ちは構はぬと言はれた」「さうですか夫では寔に不束者ですが宜敷御願申します」「それじや今月から來たまへな」と云はれ我々の生活上のことなどもお考へ下さる様な御心持もあつたから私は「それじや大學を來月——七月十日に卒業しますから、卒業してから……」「いや、此月から宜いのです、別に役人じやないから今から調査會に這入つても構はない」と云はれ、六月十三日に法典調査會に入り學校を卒業しない中から月給を頂戴した。そうしてやつと民法の起草委員補助となつて種々の調べを爲しました。が其實調査會の仕事をして居るのか、自分の勉強をやつて居るのか分らぬ位に寛大にして戴いたので、今でも想ひ出して甚だ恐縮して居る次第であります。

此の如く役人に向かない者には斯んな仕事をさせて下さるのであります。此れは固より私に限らず大多數の門弟に皆同一であつて私は唯自己の體驗から一例を示したに過ぎません、それから私に海軍省に行けと言はれたのも矢張先生です、「君は海法をやつて居るのだから、海軍省の參事官の様な事を掛け持つたら宜いでしょう」といはれた其時には。諸官省には參事官と云ふものがあ

つて書記官と異なつて事務はやらす、法律の審査立案の如きことを司るのであつた。そこで先生は「陸軍と海軍には未だ參事官と云ふ名稱のものがなくて困つて居る。どうせ後には此兩省にも參事官を置かなければなるまいが、其官制の出来る迄は囑託として居つて、後に參事官になられては如何が」と云ふことであつた。そこで私は矢張例の通り役人は少し困ります、自分のやうな勝手氣儘な者は到底役人にはなれませぬ、況んや海軍などといふ軍衙の役人たるに於てをやと云ふやうな御返事をした所が然らば海軍大學校教官と云ふなら宜ではないかと仰せらるから、それは學問は何處へ行つてしても同じ事でありますから行きませうといひ大學校の教官になり教へもし、又實際には法律のことに携つて參事官の仕事をやり爾來海軍に居つた。併し仕舞迄海軍に專在する譯でなく明治三十年文部省から海法研究の爲め留學を命せられ三十三年歸朝して先生等のお世話で帝國大學教授の席末を汚すことになつて今もコツ／＼勉強して居る即ち先生は此様に私の如きとても行政の手腕のない者には夫れに應ずる適所をお宛行ひ下さるのであります腕のある者は腕を要する所へ持つて行かれ、又人に依ると辯護士になり玉へと云はれ大學に居る中から辯論の稽古をして置いて辯護士か代議士になれと言はれた。此等は何れも如何に能く人を見て適所にお世話下さるかと云ふ實例です。

此の如く先生は人に親切にして洵に御やさしい御方であるが而し學問に忠にして、自分の學說を貫く際には非常な勇猛心を發揮せられ時に依つては世間の大多數人の良いと思ふことをも悪いと説かれる、世間が非常に賞讃して居る事柄でも、若し法律の見地から見えないと思はれる

といふと忌憚なく其説を世間に發表して世の反省を促がされる又自分でやるのみならず此種の法律に忠なる人々を賞揚し又援助せられる。其一例は兒島氏に關することである。明治二十四年の頃日本の巡查が、日本に御出でになつた露國の皇太子殿下を近江の天津で斬り付けた。其結果畏れ多い所迄行つて、天皇陛下が御見舞に天津に迄御出でになつた位である。其處で其斬り付けた津田三造と云ふ巡查を如何に處分するか、間違へば露國と戦端を開かなくちやならない、所がまだ明治二十何年、あの時代は日本と露國とは勝負にも何にもならない、故に非常な危ない時期であつたので、我内閣ではどうしても露國の皇太子に斬り付けた巡查を死刑に處して彼方へ謝罪しなくちやならぬと云ふ感じが起り、時の内閣は實にその爲に戦慄した。所が其犯人をば法律上死刑に處すべきならば勿論死刑にするのは當然のことであるが、併ながら法律上死刑に處すべからざるものとせば、死刑に處せられない。然るを政治外交の點から死刑に處しては法律の威嚴を全然損消して、司法權の獨立と云ふものがなくなる、此際大審院長たる者は非常な難境に立ち、大に勇氣の要ることである。其難境に立たれたのは兒島と云ふ院長であつて、どうしても是が死刑に處すべきじやないと云ふ判決を下すことになり、以て立派に司法權の獨立を維持した、此天津事件なるものは非常に有名な事件で法律を學ぶ者の必ず知り置かねばならぬことである。其話を穂積先生が屢私共に言つて下さる。兒島さんは先生の友人であるから先生が此事件は他人よりも詳しく御存じであるから一層詳細に語られ、引續いて法律家は司法權の爲め又法律の爲め屢勇氣を出さなければならぬと教へられます、仍てそれを伺つて居る我々も遂に夫に化せられて勇氣が生じ天津事件

の際の兒島院長の行動に似たやうなことをやる現に私自らも夫をやらなければならぬ事になつたことがあります。大津事件に比較しては固より小さいかも知れぬが、似たやうなことが私に起つた。

七八

前にも述べた通り私が海軍に奉職して居る中に明治二十七、八年の日清戦争が起つた。其時は日本は随分危ないのです。軍艦の噸數から言つても何から言つても、精神と云ふものは見えないから言へぬとして、物質的に見ることを言へば日本の方はどうしても危ぶないので。支那には定遠とか鎮遠とか、七千噸以上の立派な甲鐵艦があるのに、日本は甲鐵艦といへば三千餘噸の扶桑一つである之を以て七千噸の軍艦二隻に對するのであるから勝負にならない。彼此れ比較して心配するど、それこそ實に國家安危の岐るゝ所であつた。其際亞米利加人某「余は非常に宜い新機械を發明した。之を用ふれば日本の軍艦を容易く破壊することが出来る。夫を支那人に教へてやる」と言つて支那から莫大な金を取つて、支那に招聘されて行くことになつた。其爲めに亞米利加から支那へ行くのであるが、日本では其事を聞いて嫌になつて今日清兩國の海軍力を物質上から見れば到底我に勝身のないのに今又米國の方面からさう云ふものが加はると云へば嫌になるのは當然だ又其者の行動よりして其者は戰時禁制人であるから、其支那へ行く道を聞き付けて捉へることにした。そこで捉へてどうするかと云ふことになるが、元氣の善い軍人等はそんな奴は生してはならぬ、日本の敵だから無論殺してしまへと言ふ。けれども色々考へて、さう激昂してはいけない、國際法や刑法の規定もあるからといつて、再び斯う云ふことはしないと云ふ誓を立てさせて

許してやつたのです。其時にも海軍士官が随分憤慨して、斯う云ふ悪い奴を捉へて居るのにそれを逃すと云ふことはないといった。所がそ奴が又支那へ行き掛けた。其處で此方は又首尾よくそ奴を捉へた(笑聲)而して今度こそは必ず殺してしまはなければならぬ。斯う云ふ奴を生かして置いては他の見せしめにならない。速かにやつてしまへと云ふのは無理もない。實戦に従事する海軍軍人中誰一人として此死刑に異議を挿む者はない何れも吾々は皆生命を賭してやつて居るのに、此奴が日本海軍を破壊する發明を彼方に教示せんとするのであるから惡むべき敵である。必ず誅戮せねばならぬといふ。此は私には後に詳しく知れたのであるが、當時では海軍省へ廣島の大本營から公報來り我海軍は斯う云ふ者を又捕へた、今度は死刑に處せんと思ふ、異存がないだらうと云ふことです。

當時の海軍大臣は西郷從道さんである。而し陸軍大臣の大山さんが支那の方へ攻めて行つて居られるから、西郷さんは之をも兼ねられ兩大臣として廣島の大本營で大元帥陛下の下に居られる、夫れで東京の本省は次官の伊藤中將がやつて居り同次官から「松波君、斯んなことを大本營から云つて來たが、法律のことだから君に見せるが宜いだらうね」と言はれた。廣島の大本營で多くの者が談して極めた事だから勢力も小なる次官の方へは「此方でこう決めたのであるから宜いだらうね」と云ふ様にやつて來るのです。夫で次官の方でも無論宜いと思つたから私にそう云はれたのだけれど私は夫で宜い思はずして「是は大變ですせ」と言つた、「さうか、いけないのか」「いけませんぬ、私はまだ詳しく調べませぬけれども、是はさう簡單に殺しても宜いと淡泊に行きませ

ぬよ、少し調べさして下さい」と云ひ先方では殺しかけて居るのだから、餘日なく、やつこのことで二日程猶豫して貰つて調べた所が、どうしても其米人を殺す理由は出て來ない、彼を死刑に處すべき法律上の根據はない幾度考へても「仍て何々を死刑に處す」と云ふ所迄來ない、そこで次官に回答して「是は殺せませぬせ、私に諮問せらるるならば死刑に處すべからずと答へませう」といつた、すると次官は「君そんなことを言つたつて困まる大本營で殺すと言つて居るが……」「それは理由も何にもなしでお殺りになるならばあなた方の勝手ですけれども、法律家に見せてごうだと言はれ、ば殺すことは出來ないと言はなければならぬ」「それじや斯んな事は手紙じや可かないから君自身大本營へ行つて争つて來給へ」と云はれ其處で私は激昂して居る大本營の連中の中へ一人で行くことになつたのであるが、行つて果して彼等の決議を覆す力があるかどうかと云ふことを心配した、尙又私の解釋に誤りがあるかも知れぬとを心配して、其處でどうしても持つて行く所は穂積先生しかないので先生の許に行き「實は斯う云うことになつて居るのです」「君はごう思ひますか」「何うしても殺すことは出來ぬと思ひます」と云つた所、先生も自ら調べて見ると仰つしやつて、後に「自分も矢張殺してはいけない、と思ふから君は早く行つて止めなくちやならぬ、無法に人を殺しては僅か一人位でも日本の法律上の威信がなくなる、日本人は戦争中だから無暗に人を殺してしまふ戦争の爲に日本人は氣が狂つた、冷靜な考を失つたと思はれては日本全體の大損失だ、又十分なる法律上の理由のないのに亞米利加人を殺したら亞米利加はごう思ふであらうかと云ふことも考へなければならぬ、免も角君は速かに大本營に行き給へ」といはれ、

私は其夜早速汽車で大本營に着いたのです。

大本營では先づ山本権兵衛さんに會見した、其頃山本氏は西郷さんの下で實權を握つて居られ、「ごうだあの件は」と言はれるから、「斯う云ふ譯で、容易ならぬ事件です」「此方の連中は彼奴をやるんだと言つて居るがの」「夫は到底さう云ふことは出来ずまいと思ひます、夫は私だけの考ではありませぬ、穗積先生も矢張是はいけないと云はれ全く同様の御意見なることを伺つて來たのです」「さうか、穗積さんの言ふことなら」と私共はあつてもなくても宜いやうだ(笑聲)それで私はむつとして「私の意見は不可殺論で穗積先生は私に同意された丈ですよ」と云つた(笑聲)「あゝさうか宜しい、一通り理窟を述べて見よ」といはれるから私は十分に卑見を述べた、其時分には若い海軍將校連は松波が大本營連の決議を反駁しにやつて來たと云ふので非常に激昂して居る、あいつは米奴の死刑を止めに来たのだから彼奴から先づなぞと穩かならぬことを云ふ、其處で山本さんに此んな連中をすつかり外に出して「サアやつて見給へ」といはれ私が長々と述ぶる理由を聞いた後「分つた、宜しい、一寸待つて呉れ」といつて去り暫くして歸室し「松波君分つた、大臣が君に會はれるといふから二階へ上り給へ」と云ふ、其時は旅館を徵發して西郷さんの旅館兼海軍幹部の事務所とした所ですが「上り給へ」と言はれるから上つた、而して西郷さんの室へ行つたが、大臣は「松波さん暫らくですのう此度は御苦勞です」といはれる「實は米人一件の問題に付てお話申上げたいので、ごうも今彼を殺すのは」と言ひ出した所「分りました分りました、さう言はんでも宜しい、山本さんに話されたので宜しい、マア一杯お上りなさい」と言はれ張合が抜

けた、けれども、西郷さんはそれで宜しいと言はれるから、「それじやお暇します、山本さんにはお話したいことは皆申上げたから最早用はありません」「明日でもようござわしよう」「海軍省でも次官等が待つて居られますから」と言つて其晩に歸つて來た。海軍省では次官等は兎てもうまく行かないだらうと思つて居る所へ、うまく行つて死刑を喰ひ止めて來たのであるから喜ばれ「さうか、矢張り行き甲斐があつたね」と云はれた後で大本營ではどうなつたかと聞くと若手の軍人は尙も非常に激昂して殺つてしまおうと云つたが樺山軍令部長は之を聽入れず「さうか、法律家が米奴を殺す理由がないと云ふなら無暗に殺せない、マ一獄に放り込んで置け、殺そうと思へば何時でも殺せる」と云はれたさうだ、彼れ此れして居る中に、戦争は日本の連戦連勝で、そんなもの一つ位殺さなくても何にも差支がなかつた、それで彼を割合に良くあしらつて歸へした所非常に日本の取扱振りを褒めたといふことであるが、夫が爲めに何等亞米利加との外交上の患ひも生せず、又日本の司法權なり法律の權威にも傷が付かず、萬事宜い具合に納まりました。

此などは全く穂積先生のお蔭です。假に若年の私共に良い考があつたとしても、先生に「しつかりやれ」と斯う言はれなければ十分に突き込む事の出来ない場合がある夫を先生から、豫ねて兒島大審院長のお話を聞いて居つたのと、尙又先生から「今度はしつかりやれ」と云はれたので大に勇氣が出たのであります。先生はさう云ふ風に機會のある毎に色々後輩を指導せられ殊に意を専ら、司法權の獨立、法律の神聖維持といふことに用ひてお居でになりました。

で、斯う云ふことを申上げると切りはないから此れ位にして今一つ終りに先生の讀書趣味のお

廣いこと及び書物あさりのお好きなことをお話しします。私の友人で矢張書物の好きな人がありまして、本の賣買市が立つ時には必ず出掛るが其時には穂積先生に會はないことではないと云つて居る餘り金もないので家も五間か六間位しかないがそれでも非常に書物好きで、諸方から買ひ求め、家中書物だらけにし遂に間の中に餘地がないので廊下にはみ出したたり、台所に積んだりして居る程書物好きな人だから大抵の時には出て行くが先生に會はないことはない。而も先生は大抵先にお出でになつて居るので、自然と競走する様になり、一遍は勝ちたいと思つて夜が明けると直に行つて一遍勝つたといつた。(笑聲)

先生は其れ程に本涉りは大好きであります、それは御自分に入用の書物を求められるだけでなく、色々面白いものを買ひ、其中に是は自分が讀むよりも誰々に讀ます方が宜いとお考へになると其人にお與へになる、あの人はあゝ云ふ専門だから是はあの人にやると思つてお買ひになる、此本は何々ものだから自分が讀むよりもあの人に讀ます方が利益だと云ふて御宛行ひになる。私も一冊頂戴した、或日偶然宅へお出でになつて「松波君、斯んなものを掘り出して來た……」と云つて下されたのは此本である(博士は其本を示され聽衆延び上つて見んとす)別に奇麗な本じやない、さう上へ延び上つて見たつて……(笑聲)此う云ふ書物です「斯んなものを掘り出して來たが、君讀んで見給へ」と云つて下されたのは此古き「難破船規則」であつて、古い寫し本です。私が海法をやつて居つて海難救助の事を調べて居るから、それをお氣付になり、是は松波に讀ます方が宜からうと思はれたので、斯んな例が他の友人からも澤山聞いております。私は此のお家流の字で書

いた書を読んで何か論文を書いて先生に御教示を願はふと思つて居つた所が不幸にして其目的を達せぬ中にお亡くなりになつた。洵に遺憾であります。併し必ず此書物を讀んで之に付て何等かの論文を書いて先生の御靈前に供へたいと思つて居ります。さう云ふ譯で先生の書物眞の趣味は御自分の爲めだけでなく、廣く人に頒つと云ふ御心もあるので、此博愛の御精神、御親切なる御心は吾々は十分肝に銘じて忘れぬことであります。同時に自分等も出来る丈修養して先生の御人格の一部たりとも申し受けて世に立ちたいと思ひます。(拍手)